

にすることも必要であろう。いずれにしても、パート労働者の加入条件・標準報酬基準の下限の設定、多重就労の場合の厚生年金加入のしくみなどについて、今後実務的な方針や方法が示されていくと考えられるので、またこの点について議論が深まることを期待したい。

また、制度変更によってパート労働者や企業の行動が変わる場合、シミュレーションの結果も変わってくると考えられる。第1は、労働供給である。現在はパートの壁のために労働供給を抑制しているパート労働者が、制度変更のあとは就業抑制をやめれば、そういういたパート労働者の収入は増加するので、保険財政上もプラスになろう。第

2に、これまで保険料が課されていなかった労働に保険料が課されるようになることで、それが賃金にどのように転嫁されるかという問題も、厳密にいえば、存在する。もし企業負担分が賃金に転嫁されるようであれば、名目の賃金率が低下することも考えられ、そうすると労働時間を一定とすれば、保険料収入は減少する。第3に、多重労働がもし増えるようなことがあれば、それに対してどのようなルールを作るかにも当然依存するが、これも加入者数・年金財政に影響を与えると考えられる。

(あべ・ゆきこ 垣細亞大学助教授)

山本論文へのコメント II

清水時彦

はじめに

年金制度における財政再計算は、法律により政府に義務づけられ、政府が責任を持って実施しなければならないものである。高い給付には重い負担がつきまとうのは当然であるので、どこかで給付と負担のバランスを図らなければならない。財政再計算時に作成される年金財政見通しはその判断を行うための前提となる情報を提供する。従って、年金財政見通しの内容は、現行制度や制度改正内容の細部までもが忠実に反映されるよう、必然的に大がかりなものとなる。

このような年金財政見通しの作成は、これまで行政当局の専管との印象が強かったが、計算処理技術の発達や情報開示の進展等により、最近では、研究機関などが独自にシミュレーションを実施し、現行制度の財政予測や独自に提案する改正事項の評価などを行うようになってきている。本論文は、現在検討されている短時間労働者の厚生年金への適用拡大(以下、単に適用拡大とする)が年金財政に与える影響を、独自の推計モデルに基づいて実施、評価したものであり、時機を得たものといえよう。

研究機関等による年金財政シミュレーションの役割

本論文のような年金財政シミュレーションの結果や内容が提供する知見や情報は価値あるものである。このようなシミュレーションが研究機関等を始めとして様々な場において実施されたようになったこと自体、以下の点で特に重要であり注目すべきことである。

第一に、これにより、年金制度に関する種々の提案について、その財政的な影響を検証できるということである。年金制度改正は、給付と負担のバランスを通じて財政的な健全性が長期に渡って確保されるように行われなければならない。実際、これまでの制度改正は、年金財政上のサスティナビリティに対する懸念が契機となって行われてきた面がある。5年に一度の財政再計算の年が近づくにつれて、各方面より、年金制度に関する様々な提言が行われるようになるが、どのような提案も、本論文にあるようなシミュレーションによる財政的な裏付けが検証されて、はじめて説得力のあるものとなる。

第二は、こうした年金財政シミュレーション・

モデルを経済モデル等とリンクさせることにより、年金制度改正を、より巨視的なマクロ経済の枠組みで捉えることができる点にある。本論文のテーマとなっている厚生年金の適用拡大は、論文中にも指摘されているように、その実施により人々の働き方が変わり雇用構造に影響を与える可能性がある。このような年金制度改正の政策効果を、マクロ経済の観点から評価することは今後ますます重要になってくると考えられる。

シミュレーションの信頼性検証の必要性と本論文の課題

このような年金財政シミュレーションについてでは、その役割が重要となりつつある中で、推計結果が社会に与える影響も大きくなっている。それ故に、シミュレーション実施者には、推計結果の数値等の信頼性について十分な説明を行うことが求められることとなる。

この観点からは、①推計のベースとなった統計データ上の制約、②データや予算上の制約から生じる推計方法等に関する簡略化等の概要、③行政当局による将来推計との前提条件や推計方法等の違い、について明記することが必要であり、加えて、以上のような点が推計結果に及ぼす影響度を評価し、併せて、推計目的である改正案等の財政影響についての定性的な説明、推計結果を解釈する上での限界をも示すことが重要であると考えられる。

以上のような観点から、本論文の課題を整理すると、第一に、データ上の制約について明記する必要があろうことが挙げられる。本論文のシミュレーションは、健康保険（組合健保、政管健保）の被保険者を厚生年金被保険者とみなし、全体の人口から健康保険の被保険者及び被扶養者を除いた者を国民年金の第1号被保険者としている。この方法自体ユニークと評価できるが、この方法では、①健康保険の被扶養者である国民年金第1号被保険者である者がカウントされていない、一方、②健康保険の被扶養者を第3号被保険者とみなしているため、厚生年金の基礎年金拠出金が過大に評価されている。③健康保険における標準報酬を、

そのまま年金制度に適用しているため、上限の違いにより、保険料及び年金額が、若干ではあるものの、過大に評価されている、といったことも生じている。これらの影響は、社会保険庁の公的年金加入状況等調査などにより定量的な検証が可能と考えられる。

第二には、厚生労働省の将来推計（方向性と論点）との推計結果の大きな違いについての説明である。本論文では、この違いについて、運用利回りの設定等の影響を示唆するに留まっているが、やはり定量的な説明が不可欠であろう。論文中には、経済的前提は厚生労働省推計と同じものを使用していると記述されているが、論文中的財政収支計算部分のモデル式においては、経済的前提は利子率のみが使用されており、将来の賃金上昇や物価上昇は反映されていないようでもある。利子率を、実質賃金上昇率を上回る運用利回り（2008年度以降で1.25%）としているのであれば、推計結果は、現在の価格水準で表示されていることとなり、各年度の名目価格で表示している厚生労働省推計と数字自体を直接比較することはできない。いずれにしろ、厚生労働省推計がある程度再現可能になって初めてモデルの信頼性が確保されるものである。

第三は、適用拡大の年金財政への影響に関する推計結果の妥当性を、定性的にも説明し検証することである。この観点から、若干の補足説明を行うと、厚生年金の被保険者については、保険料としては、標準報酬に対して定率で負担し、給付面では、定額である基礎年金と報酬比例年金の合計が支給される。このため、厚生年金には所得再分配機能が組み込まれており、低所得であるほど、負担に比べて多くの給付が行われることとなる。従って、賃金が相対的に低い短時間労働者が新規に適用されれば、年金財政上はマイナスの影響として現れる。論文中にもあるように、これまで第1号被保険者であった短時間労働者が厚生年金に適用される場合は、この通りではあるが、第3号被保険者である短時間労働者が厚生年金に適用される場合は、基礎年金拠出金に関して当該第3号被保険者が負担する側に回るので、先のマイナス

影響の他、プラスの影響も生じることとなる。従って、厚生年金財政への影響は、適用拡大によって適用される集団の人数及びそれらの集団の第1号・第3号の割合、それらの集団の平均的な標準報酬の水準によって決定されることとなる。つまり、第3号被保険者からの適用が多ければ、また、標準報酬が高ければ、財政的にプラスの影響が強くなるものといえる。

以上のような定性的な影響を踏まえて、本論文の3つのシナリオであるSIM1(平均賃金121.5万円)、SIM2(平均賃金=第2号被保険者平均)、SIM3(平均賃金65万円)を見ると、推計結果とは異なり、SIM3、SIM1、SIM2の順で財政状況が良くなっていくことが予想される。正確な年金財政への影響を把握するためには、積立金の推

移だけに着目するだけでは足りないが、この点を良く検証する必要があろう。

おわりに

以上、やや纏まりを欠いたコメントとなってしまったが、いずれにしろ、こうした研究がますます重要となることに変わりはない。シミュレーション・モデルの妥当性の検証及び改善を進めるなかで、制度改革案の定量的な評価等を独自の立場からを行い、その結果に基づく深い知見や的確な情報が、年金制度に関する有益な提言等に活用されることが期待されているといえる。

(しみず・ときひこ 社会保険庁運営部
企画課数理調査室長補佐)